

教育委員会提出議案

第14号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12
年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「7月1日から9月30日」を「6月1日から10月31
日」に改める。

附則第10項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

職員のワーク・ライフ・バランスの一層の推進のため、夏季休暇の取得期
間を見直すこととなり、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の取
扱いとするため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（夏季休暇）</p> <p>第27条 夏季休暇は、夏季の期間（<u>6月1日から10月31日まで</u>をいう。） において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則（当初制定附則）</p> <p>1～9 略</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>附 則（一部改正附則）</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（夏季休暇）</p> <p>第27条 夏季休暇は、夏季の期間（<u>7月1日から9月30日まで</u>をいう。） において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則（当初制定附則）</p> <p>1～9 略</p> <p>（令和2年度の夏季休暇の特例）</p> <p>10 令和2年度に限り、第27条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは「10月31日」とする。ただし、令和2年10月1日以後において新たに採用される職員には、適用しない。</p>